

平成25年6月26日

株主の皆様へ

東京都大田区大森西一丁目12番18号

東京電波株式会社

代表取締役社長 坂本 秀夫

株式交換に伴う株式の取扱いに関するご案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、平成25年6月26日（水）開催の第79期定時株主総会において、株式会社村田製作所を株式交換完全親会社として、当社を株式交換完全子会社として株式交換することを決議いたしました。

つきましては、株式交換の効力発生日である平成25年8月1日（木）の前日〔平成25年7月31日（水）〕の最終の当社の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社の普通株式1株につき、株式会社村田製作所の普通株式0.1株の割合をもって割当て交付申しあげることになります。

株式交換の効力発生日前後の株式のお取扱いにつきまして、下記のとおりご案内申し上げます。

敬具

1. 株式会社村田製作所株式の割当て方法

平成25年7月31日（水）最終の当社株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、ご所有の当社株式1株につき、株式会社村田製作所の株式0.1株の割合をもって割当ていたします。

（ご参考） 現在のご所有株式（1単元100株）への新株式の割当て方法について、次の例をご参照ください。

＜例＞ 100株ご所有の場合

割当て比率の0.1を乗じると株式会社村田製作所の株式10株が割当てられます。

（ご注意）

現在の当社の株式は1単元（売買単位）100株であり、99株までの株式は市場での売買はできず、買取請求の対象となります。

平成25年8月1日（木）に株式交換により当社の株主様に交付される株式会社村田製作所の株式は、1単元が100株です。したがって、100株以上が売買単位で、99株までが買取請求の対象になります。

割当ての結果、整数部分と1株未満の端数が生じた場合は、整数部分について株式会社村田製作所の株式が割当てられます。端数部分につきましては、端数株式をとりまとめたうえで一括処分し、その端数に応じて処分代金をお支払いいたします（後記6.をご参照くださいますようお願いいたします。）。

2. 割当て交付された株式会社村田製作所株式のお取り扱い

株式会社村田製作所の株式の割当て結果につきましては、平成25年9月上旬発送予定の「新株式の割当てに関するご通知」をご覧ください。

3. 株式交換の日程と株式の流通について

株式の流通は次のとおりとなる予定です。

年 月 日	日 程	株式の流通
平成25年7月29日（月）	当社株式上場廃止日	平成25年7月29日（月）からは当社株式の証券取引所での売買はできません。
平成25年8月1日（木）	効力発生日 新株式売買開始日	平成25年8月1日（木）以降、株式会社村田製作所の株式として売却できます。
平成25年9月上旬	株式割当てに関するご通知 発送日（予定）	

4. 単元未満株式の買取請求について

(1) 当社の単元未満（100株未満）株式の買取請求

年 月 日	買取請求のお取扱い
平成25年7月24日（水）まで	当社の株式取扱規則に基づき、従来どおりお取扱いいたします。所定の「単元未満株式買取請求書」にてご請求ください。
平成25年7月25日（木）から 平成25年7月31日（水）まで	上場廃止に伴い、証券取引所での当社株式の売買が停止されますので、この期間中は受付を停止させていただきます。

(2) 株式会社村田製作所の単元未満（100株未満）株式の買取請求

年 月 日	買取請求のお取扱い
平成25年8月1日（木）から	株式会社村田製作所の株式取扱規定に基づき、お取扱いいたします。所定の「単元未満株式買取請求書」にてご請求ください。

5. 単元未満株式の買増請求について

(1) 当社の単元未満（100株未満）株式の買増請求

年 月 日	買増請求のお取扱い
平成25年7月16日（火）まで	当社の株式取扱規則に基づき、従来どおりお取扱いいたします。所定の「単元未満株式買増請求書」にてご請求ください。
平成25年7月17日（水）から 平成25年7月31日（水）まで	この期間中は受付を停止させていただきます。

(2) 株式会社村田製作所の単元未満（100株未満）株式の買増請求

年 月 日	買増請求のお取扱い（※）
平成25年8月1日（木） （効力発生日）から	株式会社村田製作所の株式取扱規定に基づき、お取扱いいたします。所定の「単元未満株式買増請求書」にてご請求ください。

※ 買増請求のお取扱いは、平成25年6月27日開催の株式会社村田製作所第77回定時株主総会において定款一部変更の件が承認可決されることを前提としております。

6. 端数株式処分代金のお取扱いについて

株式会社村田製作所の普通株式を割当てた結果、1株未満の端数が生じた場合は、当該株主の皆さまに対し一括してとりまとめたうえで法定の手続きにより処分し、その処分代金を端数に応じて金銭をお支払いいたします。

端数およびお支払時期につきましては、平成25年9月上旬に発送予定の「株式交換による新株式の割当に関するご通知」にてご案内させていただく予定です。

なお、ご不明の点は、下記の株主名簿管理人までお問合せください。

株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号
事務取扱場所	みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

本件に関する 郵送先および お問合せ先	〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 電話番号 0120-288-324 (フリーダイヤル) フリーダイヤル 利用時間 土・日・祝祭日を除く9:00~17:00
---------------------------	--

以 上